

## 開示、訂正及び利用停止請求制度の概要

### 開示請求制度のしくみ

- 1．誰でも、農林水産省が保有している自分の個人情報（「保有個人情報」といいます。）について、開示を請求することができます（未成年者・成年被後見人の法定代理人は、本人に変わって請求することができます。訂正請求、利用停止請求についても同じです。）。
- 2．手数料は、1件300円です。
- 3．不開示情報を除いて、開示します。

### 訂正請求制度のしくみ

- 1．誰でも、開示を受けた保有個人情報について、内容が事実でないと思うときは、開示決定を行った者に対して開示の実施の日から90日以内に訂正を請求をすることができます。
- 2．手数料は無料です。
- 3．請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行います。

### 利用停止請求制度のしくみ

- 1．誰でも、開示を受けた保有個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、農林水産省に対して利用の停止等を請求することができます。
- 2．手数料は無料です。
- 3．請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等を行います。

### 不開示などの決定に不服などがある場合

- 1．農林水産省が行った決定に対して不服申立て又は、決定の取消しを求める訴訟の提起を行うことができます。
- 2．不服申立てを受けた場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。同審査会では、第三者的な立場から、不服申立てについて、審査審議します。
- 3．決定の取消しを求める訴訟は、決定を行った行政機関の所在地などの裁判所に提起することができます。